

那須塩原市農業委員会

第 3 4 回総会議事録

令和 2 年 4 月 2 7 日(月)

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和2年4月27日(月) 午後1時30分～ 午後3時30分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：13名

会長	15	君島 良一	委員	11	藤田 一郎
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	12	渡邊 透
委員	1	松本 忠太	〃	17	稲垣 政一
〃	2	島田 晴子	〃	18	木村 孝子
〃	5	藤田 利男	〃	20	石崎 清
〃	6	辻野 京子	〃		
〃	7	竹村 文祥	〃		
〃	8	益子 丈弘	〃		

4. 欠席委員：7名（4番 三本木直人委員、9番 伊藤順久委員、10番 金田廣衛委員、

13番 人見二三夫委員、14番 大田原重夫委員、16番 大根田昇委員、19番 室井孝美委員）

5. 議事録署名人の指名：8番 益子丈弘 委員、11番 藤田一郎委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 5) 議案第5号 農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）
- 6) 議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第16条第1項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について
- 8) 議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 9) 議案第9号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について
- 10) 報告第1号 令和元年度農業委員会事業実績について

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士	農地係主査	印東 恵
局長補佐兼農政係長	村松 隆	農地係主任	田端 政則
農地係長	佐藤 博之		

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

田代事務局長	那須塩原市農業委員会 第34回総会の開会に先立ちまして、会長からご挨拶をいただきます。
君島良一 会長	《挨拶》
田代事務局長	ありがとうございました。 総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第5条の規定に従いまして、会長が務めることとなります。 よろしくお願いいたします。 《開会のブザー》
議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第34回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、三本木直人委員、伊藤順久委員、金田廣衛委員、人見二三夫委員、大田原重夫委員、大根田昇委員、室井孝美委員の7名です。これは、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐために最小限の人数で総会を行いたいとの趣旨によるものです。 在任委員20名、出席委員は13名、過半数となりますので総会が成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号8番 益子丈弘委員と議席番号11番 藤田一郎委員を指名いたします。 それでは議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、益子丈弘委員の報告を求めます。
益子丈弘 委員	議案第1号、番号1番について調査結果を報告します。 農地を贈与する申請です。 譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、議案書記載のとおりです。 調査は、4月25日、午前8時40分頃申請地で申請人から行いました。 申請地は、熊久保自治公民館から東へ約500メートルに位置しています。 贈与する理由としては、譲渡人は会社員で、両親が相次いで亡くなり、農業の管理を日常的に行うことが難しいと考え、近隣で日頃から農作業を依頼していた譲渡人に託すことが最善と考え今回の申請に至りました。譲受人の経営状況は農作業を50年間営み続けて意欲的に取り組んでおります。申請地での耕作計画ですが、野菜などでございます。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。

藤田一郎 委員	番号 1 番について質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、益子丈弘委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 1 番については、許可することに決しました。 次に番号 2 番について、藤田一郎委員の報告を求めます。 議案第 1 号、番号 2 番について調査結果を報告します。 農地を贈与する申請です。 譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。 調査は、4 月 1 5 日、午前 9 時頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立高林小学校より北へ約 3 0 0 メートルに位置しています。 贈与する理由としては、譲受人宅と隣家との間で古くから耕作をしやすいように一部農地を交換して使用していましたが、隣家で相続があり農地を譲受人が使用している旨を指摘され、昔からの経緯を説明した結果、了解を得たため今回贈与の所有権移転を申請するものです。譲受人の経営状況は、水稻を 3 0 7 アール耕作し、一部自家用野菜を作付、ほか 1 ヘクタールを近隣農家へ貸しています。申請地の耕作予定はすべて水稻でございます。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されることは確実です。 また、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号 2 番の申請は、許可相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号 2 番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、藤田一郎委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号 2 番については、許可することに決しました。 番号 3 番は取下げとなりましたので、欠番といたします。 番号 4 番について、木村孝子委員の報告を求めます。
木村孝子 委員	議案第 1 号、番号 4 番について、調査結果を報告します。 なお、この申請は議案第 4 号番号 1 0 番とも関連があるものです。 農地に区分地上権を設定する申請です。 貸手人・借手人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。 調査は 4 月 1 8 日、午後 1 時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は那須塩原市立大貫小学校より東へ 5 0 0 ～ 6 0 0 メートルに位置しています。 申請する理由としては、農地に営農型の太陽光パネルを設置する計画であるが、設置者と耕作者が異なるため、農地の空中に区分地上権を設定する必要があることから本申請に至ったものです。 調査の結果、農地法 3 条第 2 項ただし書きの規定により、各項・各号の要件は満たす必要はありませんが、処理基準にあるとおり、「申請地及びその周辺の農地等に係る営農条件に、支障

	を生ずるおそれがないこと」を確認いたしました。 以上のことから、番号４番の申請は、区分地上権を設定するための許可基準を満たしており、許可相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号４番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、木村孝子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については、許可することに決しました。 次に、議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号１番について、稲垣政一委員の報告を求めます。
稲垣政一 委員	議案第２号、番号１番について調査班を代表して報告します。 申請人が所有する農地に宅地への進入路を整備するための申請です。 申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、黒磯文化会館より南に５００メートルに位置しています。 現地調査は、４月２２日、午前９時２０分頃に行いました。 申請地の立地状況は周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅や集落に住む者の業務上必要な施設は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、申請人は、自身の土地の調査及び測量をしたところ、申請地は、農地法上の許可を取ることなく、宅地への進入路として利用されている事が判明しました。今後は違反することの無いよう十分注意しますとする始末書が添付されています。 事業計画は、申請地に宅地への進入路を整備する内容となっています。給排水の計画はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。土羽を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。現地を調査した結果、隣接に農地はありますが、転用しても問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず番号１番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、稲垣政一委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号１番については、許可することに決しました。 番号２番について、辻野京子委員の報告を求めます。
辻野京子 委員	続いて議案第２号、番号２番について調査班を代表して報告します。 申請人が所有する農地に既存敷地を拡張するための申請です。 申請人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市一区町公民館より南東へ約２５０メートルに位置しています。 現地調査は、４月２３日、午前１１時頃に行いました。 申請地の立地状況は周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農

	地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での既存敷地の拡張は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、娘夫婦と同居することにより、敷地を拡張して増築するための申請です。事業計画は敷地内に一般住宅を増築する内容です。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽により処理します。雨水は敷地内地下浸透処理とします。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、辻野京子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については、許可することに決しました。 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。
島田晴子 委員	番号1番について、島田晴子委員の報告を求めます。 議案第3号、番号1番について調査班を代表して報告します。 申請人は、令和元年9月に一時転用許可を取得しました。許可を受けた土地の一部について、一時転用期間を延長する申請です。 申請人・土地の所在・地目・面積・変更計画の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、戸田調整池より北西に約2キロメートルに位置しています。 現地調査は、4月22日、午前11時頃に行いました。 変更の理由として、申請人は、申請地を砂利採取のための搬出入路として利用しておりますが、事業完了後、隣接地で砂利採取を行う際、申請地を引き続き搬出入路として利用したいため本申請に至りました。 現地を確認した結果、この計画変更はやむを得ないと判断しました。 地元調査員・調査班とも変更相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、島田晴子委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については、変更を承認することに決しました。 次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
松本忠太 委員	番号1番及び2番について、松本忠太委員の報告を求めます。 議案第4号、番号1番について調査班を代表して報告します。 売買により申請地に宅地分譲するための申請です。 譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立共英小学校から北西に約100メートルに位置しています。

	現地調査は4月22日、午前11時45分頃に行いました。 申請地の立地状況としては、都市計画法上の 第一種中高層住居専用地域内及び第一種住居地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、申請地は市街地隣接地に位置し、小学校、市役所等の公共施設に近く、交通の便が良く住宅地として最適と判断し今回の申請に至りました。 事業計画は申請地へ30区画の宅地を分譲する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内雨水浸透処理施設を設置し処理します。周囲にブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、周辺に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として、委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。 続いて、議案第4号、番号2番について調査班を代表して報告します。 売買により、申請地に一般住宅を建築するための申請です。 譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR那須塩原駅より北西へ約500メートルに位置しています。 現地調査は4月22日、午前9時55分頃に行いました。 申請地の立地状況は、都市計画法上の第一種中高層住居専用地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。なお、土地区画整理事業により整備された地内です。申請に至った経緯は、譲受人は賃貸住宅に居住しているが、子供の小学校入学に合わせ実家のある当市に一般住宅を建築するために当申請に至りました。 事業計画は申請地へ一般住宅を建築する内容です。上下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 現地を確認した結果、隣接に農地はなく、転用に問題はないと判断しました。地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。
議長	報告が終わりました。
	まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。
石崎清 委員	確認なのですが、番号1番について、農地で水田を使っていたと思うのですが、その場合譲渡人は那須疎水の水利を使っていたと思います。その那須疎水の受益負担について確認したいと思います。
事務局	土地改良区の受益については、那須疎水土地改良区から本申請の許可について、「決済金処理等について協議が整い、本土地改良区としては差し支えない」との意見書が提出されております。
議長	石崎委員、よろしいでしょうか。
石崎清 委員	分かりました。那須疎水の受益者負担、例えば売買とかの場合、放棄はできない。面積割で一括払いなどの方法をとっていると思います。これから先もこういう場合があると思いますので、地元調査員や事務局で受付する段階でも確認していただきたいと思います。
議長	ほかに質疑、ご意見はございますか。無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

藤田利男 委員

議長

異議なし多数と認め、番号１番については、許可することに決しました。

次に、番号２番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号２番については、許可することに決しました。

番号３番、４番について、藤田利男委員の報告を求めます。

議案第４号、番号３番について調査班を代表して報告します。

賃借により申請地に仮設の駐車場・現場事務所を設置するための一時転用申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、ＪＲ那須塩原駅より北西へ約１キロメートルに位置しています。

現地調査は４月２２日、午前９時４０分頃に行いました。

申請地の立地状況は、都市計画法上の第一種低層住居専用地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、申請地西側に隣接する土地で店舗開発工事を行うための現場事務所及び駐車場用地として、利便性等を考慮し申請に至りました。事業計画は、申請地に現場事務所１棟と５３台分の駐車場を設置する内容です。上・下水道の利用はなく、雨水は敷地内にて地下浸透処理します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして議案第４号、番号４番について調査班を代表して報告します。

賃借により申請地において砂利採取をするための一時転用申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、戸田調整池より西北へ約２キロメートルに位置しています。

現地調査は、４月２２日、午前１１時頃に行いました。

申請地の立地状況は農振農用地となります。農地転用は原則不許可ですが、農地が復元される一時転用は許可が可能となります。申請に至った経緯は、以前より土地所有者より地表付近まで切り込み砂利の地層があり、農業用機械の動作に支障があるため砂利採取をした後に良質な土砂で埋め戻してほしいとの打診があり、砂利採取場として相応の面積を確保することができるため転用行為の申請に至りました。事業計画は１年間の賃借権により申請地において砂利採取を行う計画です。周囲には防護柵を設置し事故の発生を未然に防止します。法で定められた保安距離を設け、安定勾配での砂利採取を行うことで周辺地崩落などの被害を防止します。埋戻しは自然地山からの発生土砂、及び自社の還元土砂にて行います。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。栃木県陸砂利採取業協同組合の農地復元保証もあります。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

報告が終わりました。

まず番号３番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、許可することに決しました。

次に番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、藤田利男委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については、許可することに決しました。

番号5番及び6番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員

議案第4号、番号5番について調査班を代表して報告します。

使用貸借により申請地に一般住宅を建築するための申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

貸人と借人の関係は祖父と孫です。

申請地は、那須塩原市立西小学校より北北西へ約1.1キロメートルに位置しています。

現地調査は、4月23日、午前9時50分頃に行いました。

申請地の立地状況は、周辺農地の広がりがあるが10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、現在はアパート暮らしで父と建築塗装業を行っており、将来のことを考え実家の隣接する土地に住宅を新築し、塗装業及び農業を行うことになり今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。土羽等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち、農振農用地からの除外も、完了しています。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続きまして、議案第4号、番号6番について調査班を代表して報告します。

使用貸借により、申請地に一般住宅を建築するための申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。貸人と借人の関係は父と子です。

申請地は、那須塩原市立大山小学校より北東へ約1.3キロメートルに位置しております。

現地調査は4月23日、午前11時45分頃に行いました。

申請地の立地状況は、周辺農地の広がりがあるが10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、実家に両親と住んでいますが、手狭になり、また、両親も高齢であり面倒を見るために実家近くに一般住宅の建築するために申請に至りました。事業計画は申請地へ一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理します。雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。

議長

報告が終わりました。

	まず、番号５番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号５番については、許可することに決しました。 次に、番号６番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号６番については、許可することに決しました。 番号７番について、竹村文祥委員の報告を求めます。
竹村文祥 委員	議案第４号、番号７番について調査班を代表して報告します。 使用貸借により、申請地に店舗を建築するための申請です。 貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 貸人と借人の関係は父と子です。 申請地は、那須塩原市立三島小学校より北へ約４００メートルに位置しています。 現地調査は、４月２３日、１２時頃に行いました。 申請地の立地状況は、都市計画法上の第一種住居地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、現在の敷地が狭いため業務に支障をきたしており、今後の発展が見込まれる土地で業務の拡張を図りたいとのことから今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に店舗を１棟建築し、駐車場２５台分を整備する内容となっています。上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。擁壁等により、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号７番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、竹村文祥委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号７番については、許可することに決しました。 番号８番について、稲垣政一委員の報告を求めます。
稲垣政一 委員	議案第４号、番号８番について調査班を代表して報告します。 贈与により申請地に一般住宅を建築するための申請です。 譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、黒磯文化会館より南へ約５００メートルに位置しています。 現地調査は、４月２２日、午前９時２０分頃に行いました。 申請地の立地状況は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので、第１種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不

	許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、子供の成長に伴い、現在の住まいが手狭になり、今回の申請に至りました。事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽にて処理し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。土羽・擁壁等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。報告が終わりました。
議長	番号８番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、稲垣政一委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号８番については、許可することに決しました。
島田晴子 委員	番号９番について、島田晴子委員の報告を求めます。 議案第４号、番号９番について調査班を代表して報告します。 売買により、申請地に既存敷地を拡張するための申請です。 譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市ゆたか保育園から西に約２００メートルに位置しています。 現地調査は４月２２日、午前１１時３５分頃に行いました。 申請地の立地状況は、都市計画法上の第二種低層住居専用地域内にあるので、第３種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、申請人は２年前に申請地の隣接地に土地を取得し住宅を新築しましたが、土地が手狭なため敷地を拡張したいと思い所有者と協議の上、本件の申請に至りました。事業計画は申請地に既存宅地を拡張する内容です。給排水の計画はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。報告が終わりました。
議長	番号９番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、島田晴子委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号９番については、許可することに決しました。
竹村文祥 委員	番号１０番について、竹村文祥委員の報告を求めます。 議案第４号、番号１０番について調査班を代表して報告します。 使用貸借により、申請地で太陽光発電設備の設置を延長するための一時転用申請です。 貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立大貫小学校より東へ約５００～６００メートルに位置しています。 現地調査は４月２３日、午前１０時０５分頃に行いました。 申請地の立地状況は農振農用地となります。転用は原則不許可ですが農地が復元される一時転用は許可が可能となります。申請に至った経緯は、営農型発電設備の下部の農地を有効利用し

ていますが、前回申請したみょうがは土質が合わず良い結果が出ず定着しませんでしたとのことです。今回は、環境に配慮し、しいたけ栽培を選定したとのことです。まだ当地区は放射能問題が残る場所であることから、県の指導を受けながら始めたいとのことです。原木は上三川町で生産されたほだ木で、3月8日に検査を実施したところ、放射能の基準はクリアしました。現地の検査は5月に予定しております。もし結果が悪いときは改善できるまで再度改良するとの事です。また、販売先は個人販売で東京方面の店に卸すとのことです。特記事項として出荷時は2～3回の検査を受け、販売証明書等も提出することになっております。事業計画は3年間の使用貸借により申請地において太陽光発電事業を延長する計画です。申請地にソーラーパネル2, 525枚を設置し、太陽光発電を行います。年間発電量は557, 453 KWhを見込んでいます。パネル下部では、みょうがからしいたけへ作物の転換を行い営農する計画です。給水・排水の計画はありません。雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号10番について、質疑、ご意見はございますか。

松本忠太 委員 原木しいたけの栽培で、県から指導を受けながら実施したいとのことですが、放射能が県から駄目だとの話があった場合にはどうするのか伺いたい。

事務局 基準がクリアできない場合は、クリアできるまで土の入れ替えなどにより改善をしていきたいとの話ですが、それでも難しい場合は作物の転換なども検討することになるかと思います。

松本忠太 委員 近辺でも放射能の関係で許可がおりないようなので多分駄目なのではないかと思うのですが、基準をクリアするまでに1年、2年、3年と経過して終わってしまうのではないかと。違う作物を栽培したほうが良いと指導したほうが良いのではないかとはいいます。

稲垣政一 委員 本件は使用貸借とのことで資金がゼロとのことですが、譲渡人と譲受人の関係はどうなのですか。

事務局 貸し手と借り手は別会社ではありますが、関連会社であります。

稲垣政一 委員 そうするとこれは譲渡とか名義変更では無いということでしょうか。

事務局 譲渡ではなく、土地を所有している会社が作物を作り、太陽光のパネルを設置する会社が一時転用して使用貸借するというものです。また本申請は3年前に一度許可を受けたものの再許可申請になります。

石崎清 委員 この使用貸借は以前出た案件だと思います。その時、農地で営農型発電を行いたいとの案件でしたが、みょうがを栽培したいとのことでしたが実際できない。この場合、農地をこの会社がすべて借りていて、借りている側が農業従事者として栽培するという案件であると認識しています。同じ会社なので自己資金、借入資金ゼロということであると理解しています。

議長 暫時休憩します。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局 先ほどの続きですが、まず会社の関係ですが、土地の所有者である貸し手は農地を取得する関係で作った会社であり、借り手の関連会社と使用貸借契約を結んでいるということになります。自己資金、借入資金ゼロについては、今回は前回の許可の更新になりますので、すでにパネルの設置は済んでいるためです。放射能の関係ですが、原木林の検査は済んでおり基準を満

	たしているとの結果が提出されております。土地については5月に検査予定となっており、栽培に適した土地であるか、注意が必要な土地であるかは5月以降に分かりますので経過を見ていきたいと思います。
稲垣政一 委員	通常、会社間の取引で使用貸借は聞いたことがない。利益がでていられると思われるが税務署で使用貸借が認められるのですか。
事務局	税務署で認められているかは確認していないが、前回の申請時から使用貸借契約で実施されているところです。
稲垣政一 委員	使用貸借ではなくて、1円でも発生しているなら分かるがゼロというのはおかしいのではないか。
加藤拓央 委員	同じ会社であっても貸し借りがゼロというのはおかしいと思うが、資金ゼロというのは、すでにできている太陽光パネルの部分の設置費用はゼロということではないか。
稲垣政一 委員	最終的に電気の販売はどちらで売り上げはどちらの会社に入るのですか。
事務局	電気の販売は、パネルを設置している譲受人の方になります。
稲垣政一 委員	それでは利益が発生するのでやはりおかしいのではないですか。
事務局	先ほどから使用貸借に係る賃借料の話が出ていますが、申請に伴う添付資料として無償の使用貸借契約書が提出されています。
議長	そのほか、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、竹村文祥委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号10番については、許可することに決しました。 番号11番について、稲垣政一委員の報告を求めます。
稲垣政一 委員	議案第4号、番号11番について調査班を代表して報告します。 売買により、申請地に貸駐車場と看板設置用地を整備するための申請です。 譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。 申請地は、JR那須塩原駅より南へ700メートルに位置しています。 現地調査は4月22日、午前10時05分頃に行いました。 申請地の立地状況は、都市計画法上の準工業地域内にあるので、第3種農地区分となり、許可の対象となります。申請に至った経緯は、以前より近隣事業者から駐車場が不足しているとの相談があり、本件の申請に至りました。事業計画は申請地に11台分の駐車場を整備し、高さ2.7メートル幅5.4メートルの看板を設置する内容となっています。上下水道の利用はなく、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。 地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号11番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、稲垣政一委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》

渡邊透 委員

異議なし多数と認め、番号１１番については、許可することに決しました。

番号１２番及び１３番について、渡邊透委員の報告を求めます。

議案第４号、番号１２番について調査班を代表して報告します。

売買により、申請地に障害者支援施設を建築するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、県立那須清峰高等学校より北へ約１０メートルに位置しています。

現地調査は４月２３日、午前１１時２５分頃に行いました。

申請地の立地状況は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は、土地収用法第３条に該当する事業目的に供する計画なので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、現在、３か所にて事業を行っておりますが、申し込みが多く定員数を超過しており、お断りして待機してもらっている状態のため、安心できる環境で一刻も早く待機問題を解消したいと考え本申請に至りました。事業計画は、申請地に障害者支援施設を建築し、駐車場１４台分を整備する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽により処理します。雨水は雨水浸透処理施設を設置し処理とします。擁壁等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しています。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

続いて、議案第４号、番号１３番について調査班を代表して報告します。

売買により、申請地に建売住宅を建築するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、県立那須清峰高等学校より北へ約２０メートルに位置しています。

現地調査は４月２３日、午前１１時２５分頃に行いました。

申請地の立地状況は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申請は既存集落に接続して住宅等を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。申請に至った経緯は、教育・商業施設が充実し、交通の利便性の良い物件の問い合わせが多く条件が合致していることから本申請に至りました。事業計画は、申請地に１２戸の建売住宅を建築する内容となっています。上水道は市の施設を利用し、汚水は合併浄化槽により処理します。雨水は雨水浸透処理施設を設置し処理します。擁壁等を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

転用に先立ち、農振農用地からの除外も完了しています。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず番号１２番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は、許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１２番については、許可することに決しました。

次に番号１３番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１３番については、許可することに決しました。

次に、議案第５号「農業振興地域整備計画の変更について（編入関係）」を議題といたします。

番号１番について、島田晴子委員の報告を求めます。

島田晴子 委員

議案第５号、番号１番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

変更の目的は、農用地区域への編入です。

申請人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、道の駅明治の森黒磯より西へ２キロメートルに位置しています。

調査は、４月２２日、午前１１時１５分頃に行いました。

申請人は農用地を保全するため、農用地に編入したいとのことです。申請人の経営状況は、乳牛１８０頭、育成牛９０頭を飼養し牧草畑１２０ヘクタールを作付けする酪農経営をしており、従事者は代表取締役の世帯主ほか４名です。農業機械はトラクター７台ほか、ローダー、フォークリフト、ダンプカー、バックホー等を所有しております。申請地の利用予定としては、現在も隣接する農地の一部と共に野菜畑として使用しており、将来にわたり農用地として使用し野菜を作っていきたいとのことです。

調査の結果、申請地は優良農地として保全する農地であると考えます。

本申請については、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号１番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、島田晴子委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号１番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に議案第６号「農業振興地域整備計画の変更について（除外関係）」を議題といたします。

番号１番及び２番について、松本忠太委員の報告を求めます。

松本忠太 委員

議案第６号、番号１番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は、那須塩原市役所から南へ約１キロメートルに位置しています。

現地調査は４月２２日、午前９時１０分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、申出人は会社を営んでおり、事務所は実家の倉庫を利用、また、現在アパートに５人で居住しているが、子供の成長に伴い手狭になったため事務所併用住宅を計画していたところ、土地所有者である父親の承諾もあり本申請に至りました。申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域

内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申出は既存集落に接続して住宅等を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続いて議案第6号、番号2番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は、高林公民館より北へ1.2キロメートルに位置しています。

現地調査は4月22日、午前10時45分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、市内アパート在住の長男が住宅建設用地を探していたが適地が見つからずにいたところ、実家の近くに一般住宅を建築するために今回の申請に至りました。周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または、申出地以外では目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本申出は既存集落に接続して住宅を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本忠太委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については 変更相当として市長へ回答いたします。

番号3番及び4番について、辻野京子委員の報告を求めます。

辻野京子 委員 議案第6号、番号3番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は、栃木県立那須特別支援学校より南へ約450メートルに位置しています。

現地調査は4月23日、午前11時10分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、申請人は、両親の近くに住宅を新築する計画を立て相談したところ、実家に隣接する土地を利用してよいとの許可をもらい、地目が農地であったため今回の申請に至りました。周辺農地の広がり10ha未満と

なる区域内にあるので第2種農地区分となります。第1種農地区分の不許可の例外に該当する場合、または申出地以外では目的が達成できないと認められる場合に許可が可能となります。本申請は既存集落に接続して住宅を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続いて議案第6号、番号4番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は、国道4号線二区町交差点より南へ500メートルに位置しています。

現地調査は4月23日、午前10時30分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、申請人は鉄工所を営んでおりますが、工場敷地が手狭になり、事業拡大を見込み製品の保管場所も必要であることから今回の申請に至りました。周辺農地の広がり方が10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は、原則不許可ですが、本申出は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野京子委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に番号4番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、辻野京子委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については、変更相当として市長へ回答いたします。

番号5番、6番について、石崎清委員の報告を求めます。

石崎清 委員

議案第6号、番号5番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は那須塩原市烏ヶ森公園より西へ1キロメートルに位置しています。

現地調査は4月23日、午前10時25分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、申出地の南側隣接地は工場駐車場として利用しておりますが、道路からの乗り入れ部の幅が狭く、申出地の一体利用と

なれば車両進入がしやすくなることから今回の申請となりました。周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので、第1種農地区分となります。農地転用は原則不許可ですが、本申出は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続いて議案第6号、番号6番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は、西那須野塩原インターより南へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は4月23日、午前9時30分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、事業所の駐車場を作る必要がありましたが、その土地が農振農用地であったため本申請に至りました。周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は、原則不許可ですが本申請は、隣接する土地と一体利用して同一の事業目的に供する場合で、第1種の農地の占める面積の割合が、3分の1を超えない範囲での計画なので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず、番号5番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。

松本忠太 委員 変更の理由ですが、事業所とは何に使うのですか。分かる範囲で教えてください。

事務局 事業所は貸倉庫となっております。

松本忠太 委員 事業所のところを貸倉庫と記載はできないか。

事務局 今回は農振農用地の除外関係であるため、その関係書類の記載内容に合わせた表記としております。転用申請の際には貸倉庫等の具体的な記載になるかと思えます。

議長 そのほかにも、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、石崎清委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号6番については、変更相当として市長へ回答いたします。

番号7番及び8番について、渡邊透委員の報告を求めます。

渡邊透 委員

議案第6号、番号7番について調査班を代表して報告します。

農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。

申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は、JR西那須野駅より西へ1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は4月23日、午前10時40分頃に行いました。

変更の目的は、農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、令和元年に自宅前の道路拡幅計画に伴い所有地が買収され、車の駐車スペースが無くなったため、申請人所有の隣接する農地の一部を宅地として利用するための申請です。周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は、原則不許可ですが、本申出は既存の敷地面積の2分の1を超えない範囲での敷地拡張となる計画なので不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

続いて議案第6号、番号8番について調査班を代表して報告いたします。

農業振興地域整備計画について、市長から意見を求められたものです。

申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。

申出地は、JR西那須野駅より西へ1.2キロメートルに位置しています。

現地調査は4月23日、午前10時45分頃に行いました。

変更の目的は農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、申請人は県北地域において不動産業を営んでおりますが、近年安心安全で暮らしやすい住環境を求めるニーズが増えており、立地や生活利便性が優れた申出地が早期の完売が見込めることから今回の申請となりました。周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。農地転用は、原則不許可ですが本申出は既存集落に接続して住宅等を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。

調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。

地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

まず、番号7番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については、変更相当として市長へ回答いたします。

次に、番号8番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡邊透委員の報告は、変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については、変更相当として市長へ回答いたします。

竹村文祥 委員	番号９番について、竹村文祥委員の報告を求めます。 議案第６号、番号９番について調査班を代表して報告いたします。 農業振興地域整備計画の変更について、市長から意見を求められたものです。 申出人・土地の所在・地目・面積・所有者・事業概要は議案書記載のとおりです。 申出地は、那須塩原市立横林小学校より南東へ約１．２キロメートルに位置しています。 現地調査は４月２３日、午前９時１５分頃に行いました。 変更の目的は、農用地区域からの除外です。除外を必要とする理由は、パン販売店を経営したいと考え、近年のペットブームに合わせて犬用パンの販売も考えており、パン販売店舗とドッグランも併設できる土地を探していたところ、自宅の隣接地である農地を譲ってもよいとの話になり今回の申請に至りました。周辺農地の広がり１０ヘクタール以上となる区域内にあるので第１種農地区分となります。農地転用は、原則不許可ですが本申出は既存集落に接続して住宅や集落に住む者の業務上必要な施設を建築する計画となっておりますので、不許可の例外に該当します。 調査の結果、除外後の転用は許可が可能であると考えます。 地元調査員・調査班とも、変更相当と判断しましたので委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号９番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、竹村文祥委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号９番については、変更相当として市長へ回答いたします。 次に議案第７号「農業経営基盤強化促進法第１６条第１項の規定による農地利用集積円滑化団体等が優先買入協議を行う旨の通知要請について」を議題といたします。 番号１番について、藤田利男委員の報告を求めます。
藤田利男 委員	議案第７号、番号１番について調査班を代表して報告します。 農地の売払いについて、あっせんの申出があったことから、申出地を認定農業者等の効率的・安定的な農業経営を行う者へ集積させるため、農業公社等の農地利用集積円滑化団体が、優先的に買入協議を行うとする市長通知が必要であるか確認するものです。 あっせん申出人、土地の所在、地目、面積は議案書記載のとおりです。 現地調査は、４月２２日、午前１０時３５分頃に行いました。 申出地は、県営北那須水道事務所より南へ約１３０ｍに位置しております。 申出に至った経緯は、昨年まで酪農経営をしていたが、体を壊したため現在透析を受けており、経営が困難であることから今回の申請に至ったものであります。 現地を確認した結果、申出地は認定農業者等の地域の担い手に集積させることが望ましい農地であり、円滑化団体による買入れが必要であると判断いたしました。 地元調査員・調査班ともに、円滑化団体による優先買入協議は必要であると認め、市長通知は要請相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。
議長	報告が終わりました。

	番号 1 番について、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、藤田利男委員の報告は要請相当ですが、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、番号 1 番については、通知を要請することに決しました。
	次に議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規程による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 8 号についてご説明いたします。
	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定によりまして、 農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めとなっていることから 協議があったものです。
	議案書 15 ページから 25 ページが「利用権設定関係」の案件で 49 件、 合計面積は 380,347.40 平方メートルとなります。
	この内、22 ページからの 14 件、88,884 平方メートルが中間管理事業の対象となります。
	続いて 26 ページが「所有権移転関係」の案件で 4 件、面積は 24,827 平方メートル となります。
	調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、 全ての案件で同条第 3 項の各要件を満たしているとのことから、 市長への回答は決定として問題は無いと思われます。
議長	説明が終わりました。
	このことについて、質疑、ご意見はございますか。
	《特に意見なし》
	無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。
	《異議なしの声、多数》
	異議なし多数と認め、議案第 8 号は、原案のとおり決定しました。
	次に議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により市が作成 する農用地利用配分計画案の事前協議に対する意見について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	議案第 9 号についてご説明いたします。
	議案書は 27 ページとなります。
	農地中間管理事業の推進に関する法律 第 19 条 第 2 項に基づき作成されます農用地利用配分 計画の案に対し同条第 3 項の規程により農業委員会の意見を求められたものです。
	調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、 対象の 1 件、29,997.72 平方メートルにつきましては、同法第 18 条第 5 項に規定さ れた計画認可要件を満たしているとのことから、計画案は妥当とする意見として問題は無いと 思われます。
議長	説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第9号の計画案は妥当として市長へ回答いたします。

次に報告第1号「令和元年度農業委員会事業実績について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(説明)

議長

説明が終わりました。

このことについて、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、報告第1号は、事務局報告のとおりとします。

以上で議事報告を終了いたします。

本日は慎重審議いただき ありがとうございます。

これをもちまして、那須塩原市農業委員会第34回総会を閉会いたします。